**様式第１号（第４条関係）**

令和６年　　月　　日

　岡山県知事　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 郵便番号 | 〒　　　　　　－  |
| 住所 |   |
| 氏名(**法人**にあっては、**名称**及び**代表者氏名**) | **(ふりがな)** |
|  　　 　　 |
| 電話番号（日中連絡可能なもの。） | 　　　　　－　　　　　－　　　　  |

稲わら有効利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

令和６年度において稲わら有効利用促進事業補助金の交付を受けたいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第４条の規定により、次のとおり申請するとともに、同規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |  |
| --- | --- |
| 1.稲わらを焼かずにすき込む土地の所在地 | （別紙１のとおり） |
|  | 合計面積 | ① | 　　　　　　　　 | ㎡（小数点未満切捨） | 水張面積の合計（別紙１の合計）を記載（水張面積＝水田面積－畦畔面積） |
| 2.購入資材等**※対象****令和６年度中に支払いを行った（行う）もの** | [名称] | [ ] 　石　灰　窒　素 | [数] | 個・袋 |
| [ ] 　その他 | （　　　　　　　　　　） | 　　　　 |
| 3.補助対象経費 | ② | 　　　　　　　　 | 円（消費税を除く。） | 領収書等に記載の**消費税を除いた金額** |
| 4.補助金交付申　請　額 | ③ | 　　　　　　　　 | 円（百円未満切捨） | **いずれか低い額**[ ] 合計面積①×2.4[ ] 補助対象経費②×1/2 |
| 5.添付書類 | (1) 補助対象経費に係る領収書等の写し（購入資材名が分かるもの） |
| (2) 誓約書（別紙２） |

|  |
| --- |
| (事務処理欄)岡山県環境管理課　記入欄 |
| 受付番号 |  | 受付日 | 令和　　年　　月　　日 | * 有
* 無
 |

**（裏面有）**

（別紙２）

誓　約　書

　私又は当社若しくは当団体は、次のことを誓約いたします。

　また、下記２に関し必要な場合は、貴県が岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

１　稲わらの有効利用等に関すること

（１）稲わら有効利用促進事業補助金を充当して購入した稲わら分解促進剤は、稲わらの有効利用（土づくり）のために使用し、他の用途には使用しません。

（２）申請した稲わら分解促進剤の購入費については、他の補助金の交付は受けていません（受けません）。

（３）環境と調和した農業を実践し、住民から応援される農業を目指します。

２　暴力団等との関連に関すること

（１）私又は当社若しくは当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第９条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。

ア　暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ　暴力団（岡山県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

（２）上記（１）の各号に掲げる者は、私又は当社若しくは当団体の経営に実質的に関与していません。

　　　令和６年 　 月 日

　　岡山県知事　 殿

|  |
| --- |
| （住　　　　所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| （氏　　　　名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(**法人**にあっては、**名称**及び**代表者氏名**) |

裏面もご確認ください。

裏面

（参　考）

　　　岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

　(2) 暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　(3) 暴力団員等　暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。

　(4)～(6)略

　　　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）（抄）

　（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1) 略

　(2) 暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

　(3)～(5)略

　(6) 暴力団員　暴力団の構成員をいう。

 (7)・(8)略

　（暴力的要求行為の禁止）

第９条 　指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第１２条の３及び第１２条の５において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

(21)　行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成５年法律第８８号）第２条第３号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第３号 に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第１号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をすることを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ　略

ロ　法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ　略

(22)～(27)略